

随意契約によることとした理由

1 業務名

広島市自転車等放置防止対策業務

2 業務概要

「広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）」及び「広島市違法駐車等の防止に関する条例（平成6年広島市条例第6号）」に基づき、本市の放置自転車等管理システムを活用し、自転車等放置防止対策に係る駐車駐輪指導、撤去運搬及び保管所管理運営を行うものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

福岡市博多区金の隅二丁目24番10号

(2) 商号又は名称

株式会社ニップス

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、業務受託者が持つ知識や経験、それらに基づく提案力によって大きく業務成果の異なる性質の業務であることから、受託者の選定に当たっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用することとした。

本プロポーザルにおいては、3者から提案書が提出され、「広島市自転車等放置防止対策業務プロポーザル審査委員会」で審査した結果、当該業者を受託候補者として特定した。

プロポーザル方式にて選定した相手方と締結する委託契約については、上記4の規定に該当するため、随意契約を行うものである。